

## 東日本大震災に伴う各種ご相談受付について

このたびの東日本大震災により被害を受けられましたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当面の間、次のとおり便宜のお取扱いをさせていただきます。

1. 預金の通帳・証書・印章等をなくされた方は、ご本人さまであることを確認の上、払い戻しに応じます。(運転免許証等の本人確認書類が必要です。)なお、お届け出の印章がない場合は、拇印にて払い戻しに応じます。
2. 定期預金・定期積金等の期限前払い戻しについても、ご相談に応じます。また、これを担保とすること融資についても、ご相談に応じます。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立は、宮城県銀行協会で決定した「手形交換に関する特別措置」によって、関係金融機関で配慮いたします。
4. 今回の災害による障害のため、万一、手形が不渡りとなってしまった場合、同上の特別措置により、不渡処分について配慮いたします。
5. 汚れた紙幣のお引換えに応じます。
6. 国債をなくされた場合は、ご相談に応じます。
7. 災害復旧支援のため、復旧特別融資をご用意いたしますので、ご相談ください。また、応急資金のご融資、融資金返金の猶予等についてもご相談に応じます。

なお、詳細は窓口にてお問合せください。

石巻商工信用組合